

岩手県告示第132号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項（第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧に供する方法を次のとおり定め、令和8年4月1日から施行し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の規定に基づく閲覧の方法（平成13年岩手県告示第317号）は、同年3月31日限り、廃止する。ただし、同日以前に閲覧に供したものについては、なお従前の例による。

令和8年3月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

インターネットを利用して閲覧に供する方法によるものとする。